

社団法人日本防錆技術協会

個人情報保護規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、当協会が保有する個人情報につき、当協会の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規定である。

(適用範囲)

第2条 本規定は、当協会の役職員に対して適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規定の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

(取得の原則)

第3条 個人情報の取得は、利用目的を特定して明確に定め、これを本人に示すとともに、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第4条 特定の機微な個人情報を取得してはならない。

(取得の手段)

第5条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

第3章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第6条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲以内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

第4章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

第 7 条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

第 5 章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

第 8 条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態を保つよう努めるものとする。

- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

第 6 章 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

(自己の個人情報に関する本人の権利)

第 9 条 本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、これについて本人から訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとし、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該本人に通知を行うものとする。

第 7 章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手続き)

第 10 条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流失などの危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第 8 章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第 11 条 会長は、個人情報保護管理者 1 人を任命し、協会内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

(教育)

第12条 個人情報保護管理者は、個人情報を取扱う者に対し個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従い、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

(監査)

第13条 会長は、監査責任者を任命し、協会内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。

平成17年3月18日